

東北学院大学と西南学院大学の内部質保証のための共同 IR に関する協定書

東北学院大学と西南学院大学（以下「両大学」という。）は、共同 IR の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定に基づき実施する共同 IR は、両大学が締結する「東北学院大学と西南学院大学との相互評価に関する協定書」に基づく相互評価活動において、両大学の点検・評価の基盤となる IR 活動の水準の向上を図り、もって教育を中心とした質保証に資することを目的とする。

（内容）

第2条 共同 IR に関する実施内容等は、次に掲げる事項とする。

- （1）IR を活用した教育研究等の改善に関する事項
- （2）IR 活動の支援及び助言に関する事項
- （3）IR 担当者の育成に関する事項
- （4）その他本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号に掲げる事項の具体的な内容については、別途締結する覚書において定めるものとする。

（秘密保持）

第3条 両大学は、共同 IR の活動において知り得た情報に関し、相手方の事前の了承なく第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、両大学の学長が署名した日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

2 本協定の期間満了の 2 か月前までに、両大学のいずれからも書面による申入れがない場合は、3 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、両大学は協議し決定するものとする。

2 本協定の条項の解釈及び運用上の疑義については、両大学は協議し解決するものとする。

この協定の証として、本協定書を 2 通作成し、両大学の学長が署名の上、各大学で 1 通を保有する。

2023 年 3 月 24 日

東北学院大学

学長 大西晴樹

2023 年 3 月 24 日

西南学院大学

学長 今井尚生